

懲戒処分書

事務所 兵庫県尼崎市御園町3-9 亀田ビル6F
司法書士 十倉 佳久

上記の者に対し、次のとおり処分する。

主 文

令和8年8月28日から1か月の業務の停止に処する。

理 由

第1 事案の概要

本件は、司法書士十倉佳久（以下「被処分者」という。）が、遺言者である〇〇（以下「A」という。）の遺言執行者に指定され、Aの預金を出金して現金で保管したにもかかわらず、長期間にわたってその遺言の執行をしなかったとして、その受遺者の兄から苦情の申出を受けた兵庫県司法書士会から、司法書士法（昭和25年法律第197号）第60条の規定による報告がされた事案である。

第2 認定事実

以下の事実が、兵庫県司法書士会の報告書及び神戸地方法務局における調査結果その他の一件記録から認められる。

- 1 被処分者は、平成16年11月2日、司法書士となる資格を取得し、平成17年6月9日付け登録番号兵庫第1391号をもって司法書士の登録を受け、同日、兵庫県司法書士会に入会し、司法書士の業務を行っていた者であり、これまでに懲戒処分歴はない。
- 2 被処分者は、平成23年9月6日、Aの補助人に就任した。
- 3 Aは、平成27年10月28日、公正証書により、Aが預貯金を含む一切の財産を〇〇（以下「B」という。）及び〇〇（以下「C」という。）に遺贈すること、Aの死亡前にB又はCが死亡している場合には、Aがその者に遺贈する財産を生存している他の受遺者に遺贈すること、司法書士である被処分者を遺言執行者に指定することを内容とする遺言（以下「本件遺言」という。）をした。なお、Bは、かつて、被処分者の事務員として勤務していたことがある。
- 4 Cは、平成28年9月13日、死亡した。
- 5 Aは、令和元年7月31日、死亡した。
- 6 被処分者は、Aの財産についてAの生前はその補助人である司法書士として保管し、Aの死後は、Aの遺言執行者である司法書士として保管していたが、令和元年11月頃、Aの遺言執行者として、遺言者の遺産である〇〇銀行の通常貯金及び定額貯金を解約し、これを現金化した。被処分者がAの遺言執行者として保管する現金の合計は、61万4445円である。

- 7 本件遺言によればAの遺産は全額Bに遺贈されたにもかかわらず、被処分者は、正当な理由なく、上記6のAの遺産である現金合計611万4445円を保管し続け、これをBに引き渡さず、遺言執行者としての職務を放置した。
- 8 被処分者は、本件遺言の執行が完了していないにもかかわらず、令和2年3月頃、Aの相続人の一人である〇〇に対し、被処分者が遺言執行者として本件遺言の執行を完了した旨の虚偽の報告をした。
- 9 Bは、令和5年11月、死亡した。
- 10 Bの兄である〇〇は、令和6年7月9日、兵庫県司法書士会に対し、被処分者の対応についての苦情の申出をしたが、その後、この苦情の申出を取り下げた。
- 11 被処分者は、令和7年5月15日、Bの唯一の相続人である〇〇（以下「D」という。）に上記7の611万4445円を引き渡した。
- 12 被処分者は、再度、Aの預貯金口座を確認したところ、上記7の611万4445円のほかに、361万8002円及び3円の残高がある2つの預貯金口座を確認したため、令和7年9月8日、Dに引き渡した。

第3 処分の量定

- 1 上記第2の6から8までによれば、被処分者が正当な理由なく遺言執行者としての職務を長期間にわたり放置したことは明らかであり、司法書士法第2条（職責）及び第23条（会則の遵守義務）並びに兵庫県司法書士会会則第87条（品位の保持等）、第95条（依頼事件の処理）及び第106条（会則等の遵守義務）に違反する。この違反行為は司法書士及び司法書士法人に対する懲戒処分の考え方（処分基準）別表番号11の「受任事件の放置」に該当し、一般的な量定としては「戒告又は2年以内の業務の停止」が相当とされている。
- 2 本件における放置期間は長期間にわたっており、かつ、その放置期間中に受遺者であるBが死亡したことや、遺産である現金の額が高額であることは、被処分者による違反行為の重大性を示すものである。また、被処分者が遺言の執行を完了していなかったにもかかわらずAの法定相続人の一人にその執行が完了した旨の虚偽の報告をしたことも看過することができない。
- 3 なお、被処分者は平成28年に作成されたとされる遺言の存在に言及するものの、仮に当該遺言によって本件遺言が撤回されたのであったとすれば、そもそも被処分者がAの預金を出金して保管する権限はなく、これを速やかにその法定相続人に引き継ぐべきであったのであるから、いずれにしても、被処分者が長期間にわたってAの遺産を保管し続けることを正当化することはできない。
- 4 他方で、被処分者にはこれまで懲戒処分歴がないこと、被処分者による違反行為が1件にとどまり、関係者に具体的な損害が生じたことを裏付ける事情はないこと、本件に関する受遺者の兄から兵庫県司法書士会への苦情の申出が既に取下げ済みであること、

被処分者がAの遺言を執行済みであることなどは、被処分者にとって酌むべき事情である。

- 5 よって、これら一切の事情を考慮し、司法書士法第47条第2号の規定により、被処分者を主文のとおり処分する。

令和8年8月27日

法務大臣 平口 洋